平成２１年（フ）第１９３９２号
東京都足立区小台２丁目26―15
破産者　鈴木　久夫
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９６６５号
東京都板橋区蓮根２丁目29―８―109、開始決定時の住所東京都板橋区高島平５丁目19―２
破産者　丸山　　満
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０５５４号
東京都中野区弥生町６丁目２－１―1401、開始決定時の住所東京都中野区弥生町５丁目13―８―307
破産者　鉄谷　良二
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５３８号
東京都大田区池上２丁目11―１　君嶋方
破産者　榎本喜八郎
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９８８号
千葉県船橋市北本町２丁目69番10―604号
破産者　ユガトエンタープライズ有限会社
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９８９号
千葉県船橋市北本町２丁目69―10―604
破産者　岸川　文彦
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２６７号
東京都江東区木場２丁目14―18―206
破産者　小泉　　正
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３０９号
東京都荒川区町屋８丁目13―７―303
破産者　鈴木　基之
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６１５号
神奈川県横浜市都筑区牛久保２丁目27―11
破産者　安里　丞治
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９６２号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目170―10―102
破産者　西本　正彦
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０４０号
東京都板橋区徳丸３丁目41―22―103
破産者　石川　　誠
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１８４号
千葉県松戸市常盤平２丁目２番地２
破産者　有限会社ときわ装飾センター
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１８５号
千葉県松戸市常盤平２丁目２－２
破産者　木下　耕一
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２９６号
東京都世田谷区北烏山９丁目17―１―201
破産者　大堀　充子
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３１０号
茨城県つくば市小和田564
破産者　中澤　喜一
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３６９号
宮城県仙台市青葉区国見ケ丘６丁目124―41
破産者　半澤　文恵
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４３０号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目７―17
破産者　大内　恵子
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６１９号
神奈川県横浜市鶴見区矢向１丁目17番31号
破産者　有限会社中村工芸
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６２０号
埼玉県さいたま市中央区下落合３丁目１―20、開始決定時の住所東京都品川区西大井３丁目15―２―102
破産者　中村　照夫
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６２１号
神奈川県横浜市鶴見区矢向３丁目15―５―203
破産者　中村　敏子
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７３９号
東京都中央区新川２丁目７番14号
破産者　株式会社八丁堀保証
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８０２号
神奈川県大和市中央林間４丁目６番３号
破産者　有限会社エムアイケイインターナショナル
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部